

きざみずい報 廣

(毎月5日発行)

春場所 役印刷	由村印	井崎印	笠泉ワ	者室所 集民行 編村発 刷印	の動き	村民
前月	1.085	2.659	2.750	5.409	本月	1.087
帯	2.665	2.758	5.423	世人口	数男女計	5.423

不在者投票について

来る四月二十五日執行される知事選挙の当日やむを得ぬ用務等で自ら投票所に赴き投票出来ない方は不在者投票を行なって下さい。

◇手続きは簡単であります。

選挙人が旅行や病氣、その他やむを得ない用務等で投票当日投票所へ行って投票出来ない旨の宣誓書を提出するだけで投票出来ます。

不在者投票の出来得る期間は投票日の前日四月二十四日午後五時までとなっております。

四年間県政をまかす大切な選挙であります。棄権をしないで自分の権利を正しく行使して下さい。

▽議案第七号

昭和四十六年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算

これは、既定予算額(事業勘定)七三、三一八千円が七三、三一九千円(直診勘定)一八、八七四千円が一七、九九七千円とそれぞれ補正になった。

▽議案第八号

昭和四十六年度泉崎村簡易水道特別会計補正予算

これは、既定額六、六五五千円であるが、内容の補正で予算総額には変更はありません。

▽議案第九号

昭和四十七年度泉崎村一般会計予算について

▽議案第十号

昭和四十七年度泉崎村国民健康保険特別会計予算について

▽議案第十一号

昭和四十七年度泉崎村簡易水道特別会計予算について
この件については、別記(二面)により説明させて頂きます。

議案第十二号

議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第十三号

村長、助役、収入役諸給与及び費田弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

議案第十四号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例

議案第十五号

泉崎村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第十六号

泉崎村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
この第十二号から第十六号までは報酬の改正であります。

以上

三月定例議会

老人福祉条例など決る

三月定例村議会は去る三月十日から六日間の会期で開会され、次の報告案件と議案が審議され原案通り決定されました。

その概要は次の通りです。

◇報告第一号

先決処分事項の報告について
このことは、農地及び農業用施設等の災害復旧工事を行なうための予算補正でありました。

▽議案第一号

泉崎村敬老年金支給条例の一部を改正する条例

このことは、七十才から七十五才未満の人に、年額一、〇〇〇円の支給額を二、〇〇〇円と改めたことです。

▽議案第二号

泉崎村老人医療の助成に関する条例

このことは、泉崎村に住所を有する、七十五才以上の者で、国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者に医療費の3/10に相当する額を助成することですが、所得税を課せられた者、およびその配偶者、または扶養義務者の前々年度において所得が三人の場合約百七十八万八千円(以下扶養親族の数により限度額がある)をこえるときは除外されます。

不在者投票について

来る四月二十五日執行される知事選挙の当日やむを得ぬ用務等で自ら投票所に赴き投票出来ない方は不在者投票を行なって下さい。

◇手続きは簡単であります。

選挙人が旅行や病氣、その他やむを得ない用務等で投票当日投票所へ行って投票出来ない旨の宣誓書を提出するだけで投票出来ます。

不在者投票の出来得る期間は投票日の前日四月二十四日午後五時までとなっております。

四年間県政をまかす大切な選挙であります。棄権をしないで自分の権利を正しく行使して下さい。

給付の方法は、現物方式で当該医療機関に対して支給する。

なお、くわしいことは住民課へお問い合わせください。

▽議案第三号

泉崎村職員定数条例の一部を改正する条例

これは、現在の定数五七名を、六四名に改められたことです。

▽議案第四号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

これは、単純な労務に雇用される職員に関しての必要事項を定めたものである。

▽議案第五号

分担金徴収条例の制定

これは、特に利益を受ける受益者から受益の限度において、分担金の徴収することとした条例の制定である。

▽議案第六号

昭和四十六年度泉崎村一般会計補正予算
これは、既定の予算額二四九、七四四千円であったが、今回地方交付税及び村税等の歳入増に併せ土木事業及び衛生事業その他の歳出等で現計予算二六六、二九五千円と補正になったことです。

家庭の日

毎月第三日曜日



公共施設整備を重点に

四十七年度当初予算決る

昭和四十七年度の予算編成にあり、豊かなる村民の生活向上のため健全均衡財政の方針を堅持し政府資金を活用して、積極的に將來にわたる村政発展の基盤を充実するため次の施策を推進する。

その一 農業基盤の整備

農林土木事業を推進しその基盤整備のため先づ道路の整備充実を図る。

(イ) 県道については

泉崎浅川線 泉崎石川線
白河母畑線

(ロ) 村道改良舗装のため老千円円

広域市町村圏道路及一般村道を併せて三千九百万円

(ハ) 農道整備事業として改良舗装を含めて三千四百万円

(ニ) 林道整備事業については鳥峠に林道を開設して奥の細道

自然遊歩道と結び森林資源の開発と村民憩いの場所に九百五十万円

その他木村の開発のため大規模農道の開発等道路事業に約一億円の事業費を計上している。

その二 農政問題について

(イ) 土地基盤整備事業として東北縦貫高速道路関連事業を積極的に推進して四十八年度事業実施の予定で設計を実施し、入中については第二次農構の指定を受け地権者と話し合い高率な補助事業の実施の線に沿うよう努力し、事業費として三百九十万円計上した。

(ロ) 生活改善センターの建設予算として六百六十万円を計上し地域格差を是正し農村における生活の改善、講習、研修の場を建設したい。

(ハ) 米の生産調整に対応する施策として農協と手を取り合って所得向上の対策に因ずるため、四百六十万円を計上し調整水田一三〇四畝の完全実施を行ないたい。

その三「人づくり」「体力づくり」と「老人」「児童」の保護施策

(イ) 社会教育の場所として中央公民館を二ヶ年計画で建設し、第一年度に本館を約四千万円で本村中央部に建設し青少年の研修、老人の話し合いの場を作りたい。

又水資源の開発と併せて中学校のプール建設も計画している。

(ロ) 老人福祉について

条例を制定して七十五才以上の老人の医療費を全額公費負担とし年金を僅かではあるが二千円に増額とした。

その他としては

(イ) 公営住宅の建設、消防ポンプ自動車を購入、防火水そうの増設史蹟保存保護対策等、村政の中にとり入れて当初予算を編成した。

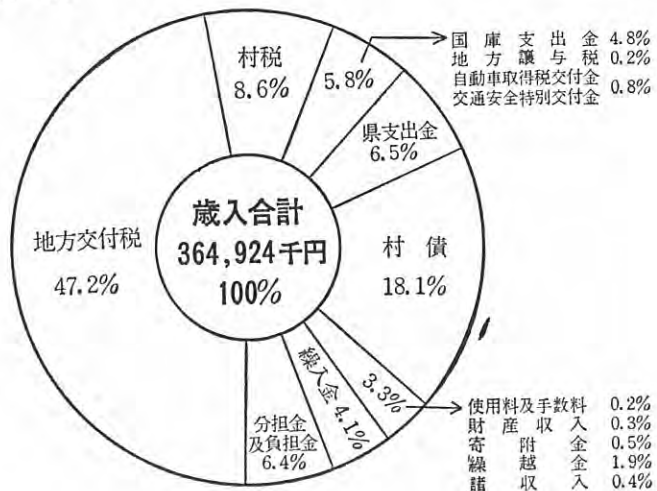
歳 入

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 村 税	31,497	29,410	2,087
2. 地方譲与税	842		842
3. 自動車取得税交付金	2,855	2,230	625
4. 地方交付税	172,100	117,700	54,400
5. 交通安全特別交付金	100	90	10
6. 分担金及び負担金	23,426	150	23,276
7. 使用料及び手数料	857	1,008	△ 151
8. 国庫支出金	17,358	2,818	14,540
9. 県 支 出 金	23,542	15,612	7,930
10. 財産収入	1,019	519	500
11. 寄 附 金	1,845	960	885
12. 繰 入 金	15,000	10,000	5,000
13. 繰 越 金	7,000	12,000	△ 5,000
14. 諸 収 入	1,483	1,088	395
15. 村 債	66,000	15,000	51,000
合 計	364,924	208,585	156,339

歳 出 (性質別)

性質別	本年度 予算額		前年度 予算額	
	金 額	構成比	金 額	構成比
1. 人 件 費	68,555	18.8	55,820	26.8
2. 物 件 費	28,561	7.9	25,110	12.0
3. 維持修繕費	7,332	2.0	3,687	1.8
4. 扶助費	6,937	1.9	952	0.5
5. 補助費等	20,521	5.6	17,329	8.3
6. 建設事業費	211,081	57.8	85,369	40.9
7. 失 対 費				
8. 公債費	13,596	3.8	11,524	5.5
9. 投資及び出資金	60		108	0.1
10. 積立金	1,000	0.3	500	0.2
11. 繰出金	3,000	0.8		
12. 予備費	4,281	1.1	8,186	3.9
合 計	364,924	100	208,585	100

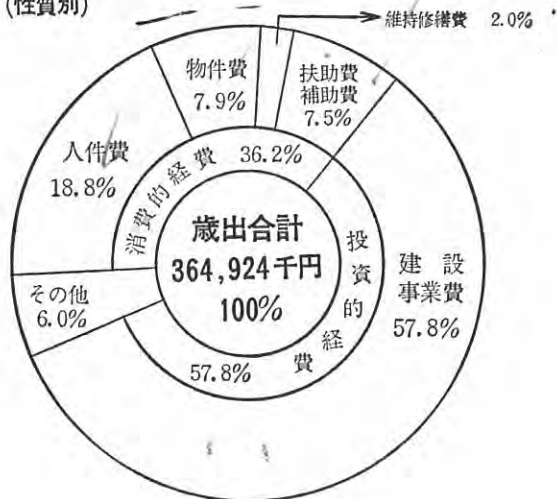
歳 入



歳 出 (目的別)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	6,828	5,507	1,321				6,828
2. 総 務 費	45,697	40,819	4,878	1,191		2,221	42,285
3. 民 生 費	12,572	6,055	6,517	5,311		372	6,889
4. 衛 生 費	8,714	5,140	3,574	512		97	8,105
5. 労 働 費	271	277	△ 6				271
6. 農 林 水 産 業 費	91,768	30,810	60,958	20,407	10,000	25,141	36,220
7. 商 工 費	1,341	951	390				1,341
8. 土 木 費	82,657	57,962	24,695	5,142	33,000	5,050	39,465
9. 消 防 費	15,140	9,423	5,717	775		120	14,245
10. 教 育 費	81,614	31,931	49,683	7,337	25,000	10,638	40,639
11. 災 害 復 旧 費	451	0	451	225			226
12. 公 債 費	13,590	11,524	2,066				13,590
13. 予 備 費	4,281	8,186	△ 3,905				4,281
合 計	364,924	208,585	156,339	40,900	66,000	43,639	214,385

歳 出 (性質別)



更らに図表で見ますと左図のようになります。

村民便利コーナー

今月号は税金関係についてお知らせしますが、紙面の都合で、今回と来月の二ヶ月に亘ります。

税金

憲法第三十条に国民は、法律の定めるところにより、納税義務を負ふとあり。
また地方税法第三条の規定により村条例の設定に基づき、村税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 村民税
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 村たばこ消費税
 - (5) 電気ガス税
 - (6) 鉱産税
 - (7) 木材引取税
- これ等の税金のことについて税目ごとに説明しますと次のようなことになっていきます。

◇村民税、県民税(個人分)

- 1、納税義務者
 - 一月一日現在(賦課期日)村内または県内に住所を有する人
 - 2、税金のかららない人
 - (1) 前年中に所得のない人
 - (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - (3) 障害者
 - (4) 未成年者(年令が二十才未満の人)
 - (5) 老年人(満六十五才以上の人)
 - (6) 寡婦(夫と死別または離婚し扶養親族を有する人)
- ただし、(3)(4)(5)(6)に該当する人は前年の所得が、三八〇千円(四十七年度の場合)以下の人に限りません。

3、税額の計算方法

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
所得控除額 = 課税標準額 × 税率 = 算出額 - 速算控除額 - 特例控除額(配当控除等) = 税額

4、税率(昭和四十七年度分)

(1) 均等割額 村民税 二〇〇円
県民税 一〇〇円

(2) 所得割額

村民税(標準税率により計算し県民税)税額が算出されます。
5、村民税の減免をうけることのできる人
(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者
(3) 学生及び生徒

◇村民税(法人分)

- 1、納税義務者
 - (1) 村内に事務所または事業所を有する法人
 - (2) 村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という)を有する法人で、村内に事務所または事業所を有しないもの、及び村内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で代表者、または管理人の定めのあるもの。
- 2、税率
 - (1) については
基幹職員十席未満
(2) については均等割額

◇固定資産税

- 1、納税義務者
 - 一月一日現在固定資産(土地家屋および償却資産)を所有している人
- 質権または、一〇〇年より永い存続期間の定めある地上権の目的である土地については、その質権者または地上権者も納税義務者となります。

2、税金のかららない人

国、都道府県、市町村、特別区などの組合、財産区と地方開発事業団の所有している固定資産については、税金がかかりません。

3、免税点

- (1) 土地……八万円以下
 - (2) 家屋……五万円以下
 - (3) 償却資産……三十万円未満
- 数字は、それぞれ課税標準と

- 4、課税標準額
 - 課税の対象となる土地、家屋及び償却資産の賦課期日における価格です。
- 5、税率
 - 一〇〇分の一・四です。

- 6、固定資産税の減免
 - (1) 貧困のため生活に困り、公私の扶助を受けている人の所有する固定資産
 - (2) 公益のために、直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
 - (3) 村全部、または一部にわたる災害、または天候不順によって、著しく価値を減じた固定資産。
- 7、台帳の縦覧法(第四一五条)
 - 毎年三月一日から二十日まで役場の税務課で行なっています
- 8、固定資産評価審査委員会設置
 - 固定資産課税台帳に登録された事項(土地登記法又は建物登記簿に登記された事項及び法三八九条第一項、第四一七条第二項又は第七四三条第一項もしくは第二項の規定によって知事又は自治大臣が決定し、又は修正し、村長に通知した価格等に関する事項を除く)に関する不服を審査決定するために、村固定資産評価審査委員会を置く。
 - 本村の委員は次の三人です。

- 五十嵐 三郎 (踏瀬)
- 中野目 平吉 (外の入)
- 岡部 信雄 (瀬知房)

行政相談委員

行政相談委員は、行政管理庁長官が民間の有識者の中から委嘱しているもので全国の市町村に原則として一名以上置かれています。

委員は、自宅で相談を受け付けるほか、集会所などで定期的に相談所を開いたり、巡回して相談を受けたら、あるいは、市町村などと共同で相談所を設けたりしています。委員は、申し出られた方々の相談相手となって、行政の手続きをお教えしたり、相談の内容を国の役所に通知して解決を促し、また都道府県や市町村の仕事については、相談の内容を連絡して解決するようにしています。

本村の委員は
大字泉崎字小林
石塚 広見 さんです。

こどもの事故防止重点に

春の全国交通安全運動を

きたる四月六日(木)から十五日(土)までの十日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

昨年の交通事故は前年にくらべ発生件数は二・五%減、死者数は二・九%減、負傷者数三・二%減と、いずれも減少の傾向を示している中で、こども、とくに六才以下の幼児の死者数は増減がなく、横ばいの傾向を示しています。

このような実状にかんがみ、今回の運動では、歩行者事故、とくに新入児童・園児および幼児の事故防止を最重要目標とし、時期的には新入学・入園の時期に合わせ実施することとしました。この運動に村民一体となつてこ

協力下さるようお願いいたします。

交通事故は、いまだ申すまでもありませんが交通ルールを守つて、無謀運転、飲酒運転、無免許運転は絶対にやらないことです。交通事故を起こせば、本人は勿論のこと、その家族に悲劇が生じたり、その他の多くの人にご迷惑をかけることにより、その本人の精神的に経済的にも負担が重なりまたその他の人々にも迷惑をかけて本当に暗い生活を営むことになりま

消防機動力の充実

ポンプ自動車更新

何時、どこに、何に起因するのか気の休める暇もない、今日この頃の生活です。「備えあれば憂いなし」と言葉にあります。

村では今回消防用ポンプ自動車を更新し購入いたしました。

以前のポンプ自動車は昭和三十四年に購入し、長期間に亘り防火に貢献されておりましたが、老朽化し時代の要請に応え兼ねる状態であり、更新することにより機動力の充実を図り、皆さんの防火意欲と併せて健康な家庭と明るい村づくりの寄与されるものと期待されます。



次にポンプ自動車の概要についてお知らせします。
一、車名 ニッサンパトロール
二、型式 FH60カイ
三、乗車定員 十人

小作料の標準額とは

農地法の改正により従来の小作料が廃止(但し水田のみ)されて新たに農業委員会がその区域内の農地(水田)について区分をしてその区分ごとに小作料の標準額を定めることになりましたので、本村農業委員会が定めました水田の小作料の標準額は次のとおりであります。
畑の小作料については、畑は栽培する作物が一律でなく収入の多額な作物を栽培する場合と収入の比較的少額な作物を栽培する場合があるので、畑については小作料の標準額は定められておりません。
水田の小作料標準額を定めるに当っては一〇アールの収量も三階級に区分し、平均八俵程度の収量田を一級地とし、平均七・五俵程度の収量田を二級地とし、平均七俵程度の収量田を三級地とし土地残余方式即ち粗収益から生産費を差し引き純収益を算出し、更に経営者報酬を差し引いて残った金額がそれぞれの小作人の標準額となつた訳です。

記

一級地 一〇アール当り 平均収量 八俵程度 小作料標準額 一七、〇〇〇円

二級地 一〇アール当り 平均収量 七・五俵程度 小作料標準額 一五、〇〇〇円

三級地 一〇アール当り 平均収量 七俵程度 小作料標準額 一三、〇〇〇円

以上の小作料標準額の三〇%を超えない範囲において当事者が小作料の額を増額することができる。三〇%以上の額を増額した小作料の場合は法により小作料減額の勧告を受けることとなります。
三級地の一〇アール当り七俵程度以下の水田についての小作料は小作料標準額一三、〇〇〇円を基礎として当事者が小作料の額を減額しその小作料の額を定めることができる。

なお、一級地から三級地までを区分した図面は農業委員会にありますからご覧下さい。
その他細かいことは農業委員会に問合せ下さい。

運転免許試験日の変更と学科試験の改正について

次に学科試験の改正点ですが、昭和四十七年四月一日からは(1)筆記試験は法令試験、構造試験の区別がなくなり、学科試験として一本化されます。(2)学科試験が一本化されるため、従来行なってきた、いわゆる整備士とか高校機械科卒業生は構造試験は免除されません。また二輪免許を持つている者は法令試験免除という制度も同じく廃止になります。(3)なお試験問題の出題および合格基準は次表(口)のようになります

免許種別	出題数	合格点	試験時間
二種免許は	100問	95点以上	50分
一種免許は	普通以上は	90	50
	二輪は	90	50
	小型特殊は	90	30
原付は	50	90	30
仮免は	50	90	30

お知らせ

コーナー



白河税務署だより

確定申告をまちがえたときは「修正申告」または「更正の請求」で訂正を

確定申告をしたあとで、内容がまちがっていたことに気づいたときは、訂正することができます。

(1)所得や税額の計算をまちがえて納めた税金が少なかったり、還付を受ける税額が多かった場合には「修正申告」をすることができま

す。これは、なるべく早い方が有利です。

(2)逆に、税金を納め過ぎたり、還付を受ける税額が少なかった場合には、昭和四十八年三月十五日までに「更正の請求」をすることができます。税務署ではその内容を調べて、納め過ぎの税金を返すことになっていきます。

知事選挙における 立会演説会計画

来る四月二十五日執行予定の県知事選挙における、立会演説会の開催計画が次のとおりきまりました。県政をまかす立派な候補者を選ぶためにも、つとめて参加されますようお知らせいたします。

記

一、開催月日 四月十三日午後一時から矢吹町体育館
午後七時から白河市民会館

候補者一人あたりの演説時間は演説をする候補者が四人以内の場合一人三十分となっております。

昭和四十七年商業統計 調査にご協力を

通産省では二年に一回全国の各商店を対象とした商業統計調査を実施しております。今年には第十一回目の調査にあたり、五月一日現在で調査を行ないます。

調査員が所持区域を調査票を持って伺いますので、お忙しいところお手数ですがこの調査にぜひご協力下さるようお願いいたします。この調査は統計以外の目的に、

たとえば徴税その他皆様方の不利益になることに使用されることは絶対ではありません。ぜひ正しい調査に御協力下さい。

なおこの調査は近年人手不足、急速な経済の変化、道路交通事情などによる商店経営の実態を把握するもので、今後の行政資料となりますので、自分自身のためにもひいては社会全体のためにも、一人残らず御協力下さい。

道路や河川敷地は いつも美しく

道路整備、河川の改修や、ごみ処理を村が積極的に行き、皆さんの生活向上のために手をつくしてありますが、せっかく、きれいな道、きれいな河川敷地などが目立って、きたなくなっておる個所が見受けられます。

村民お互いに、きれいな村づくりをするために心掛け責任ある行動と実践を望むものであります。

(1)村道や農道の路傍には、雑草や「ゴミ」は、捨てないようにする。

(2)川の土堤や、河川敷地(空地)にも「ゴミ」を捨てないこと。

(3)道路側溝や水路などに家庭の「ゴミ」を流さないこと。

だれが見ても、いやな感じがする「ゴミ」の捨てられた個所です。お互いに注意することです。

定期的な巡回する「ゴミ」の収集車を利用して、いつもきれいな生活を築きましょう。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した者を都道府県知事や弁護士などの意見を聞いて、法務大臣が委嘱します。委員には給与が支払われず、任期は三年間です。

人権擁護委員の職務は、国民に保障されている基本的な人権の擁護のため、自由人権思想の啓蒙、宣伝や人権侵犯事件が生じた場合の救済活動のほか、貧困者が訴訟を起こす場合の援助などを行なうことです。特に人権侵犯事件の場合、その救済のため、調査および情報の収集を行ない、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずるものとされています。

人権擁護委員は、その職務を果たすため、必要な法律上の知識や技能の修得に努めること、その地位などを政党や政治的目的に利用しないこと、知り得た個人的秘密を守ること、信条、社会的身分、政治的意見などにより差別的、優先的取扱いをしないことなどの義務と責任が課されています。

本村の委員は
大字太田川字菖蒲沢
須藤庄平さんです。

おめでた

おくやみ

□出生おめでとございます

(お子様名) (父名) (住所)

田崎 貴子 留五郎 大字関和久字豊内六八

浅野 英之一成 大字関和久字下町六六

五十嵐 芳弘 義雄 大字踏瀬字熊の森一三

近藤 達也 清 大字泉崎字十八夜山一

引地 宗徳 宗男 大字泉崎字愛宕山四一

佐々木 淳子 敏男 大字泉崎字八斗蒔一〇五

関根 義孝 義光 大字踏瀬字長峯三八

長久保 信彦 重行 大字踏瀬字長峯三の八

円谷 亮一 康天 大字関和久字瀬知房四

小玉 猶敏 猶美 大字北平山字新田五三

白田 友子 正明 大字踏瀬字熊の森一二

謹しんでお悔み申あげます

佐久間 信行 大字泉崎字八ヶ代五三

西 嶺 己之吉 大字泉崎字下宿五三

海上 一郎 大字泉崎字寄井三二

菊地 好恵 大字北平山字新田三〇

小林 モト 大字関和久字瀬知房後六

佐川 金治 大字関和久字瀬知房後五

田崎 イシ 大字関和久字豊内六八

井上 カノ 大字関和久字上町一一七

木戸 勝原 大字北平山字高堀下九二